

児童虐待を防止するために必要な支援

—親子への支援と家族の再統合—

森 田 麻 友

目次

はじめに

1. 児童虐待について

- 1. 1 児童虐待とは何か
 - 1. 1. 1 児童虐待の定義
 - 1. 1. 2 定義と実状
- 1. 2 日本の児童虐待の実状
- 1. 3 児童虐待の歴史

2. 児童虐待への対処

- 2. 1 児童虐待が起こる原因
- 2. 2 相談と通告
- 2. 3 通告後の対処
 - 2. 3. 1 対処に際しての姿勢
 - 2. 3. 2 対処の手順

3. 虐待が発生した親子への援助

- 3. 1 援助の種類
 - 3. 1. 1 在宅指導での援助
 - 3. 1. 2 親子分離での援助
- 3. 2 親と子ども両方への支援の必要性

4. 家族の再統合

- 4. 1 家族の再統合とは
- 4. 2 家族の再統合の必要性と取り組み
 - 4. 2. 1 なぜ再統合が必要か
 - 4. 2. 2 再統合への取り組み
- 4. 3 家族の再統合から見る理想的な支援の在り方

おわりに

参考文献

はじめに

小学生の頃、デイヴ・ペルザーの「It と呼ばれた子」を読み、生死に関わるような虐待の数々がとても衝撃的だったことを今でも覚えている。血の繋がった自分の子どもにどうしてそこまでのことができるのか、理解することができなかった。

そして近年、児童虐待が深刻な社会問題となっている。厚生労働省が発表する児童虐待相談対応件数は統計をとり始めて以来毎年増加しており、テレビのドキュメンタリーでも児童虐待を扱ったものをよく目にする。痛ましい結果に終わってしまった児童虐待事件の報道も後を絶たない。「It を呼ばれた子」を読んだから時が経ち、虐待行っただ親の年齢が自分の年齢と近いということも少なくなく、自分にもいつか子どもができることがリアルになってきて、虐待してしまう親の行動ももしかすると他人ごとではないのかもしれないと思い始めた。まだ若いために、子育ての煩わしさもあり、思い通りに行かずに子どもに手を挙げてしまうこともあったのだろうと思うが、それがエスカレートして最悪の結果になってしまう前に周りの人が気づいて止めてあげることができなかったのだろうかと感じた。また、虐待を止めてあげられたとして、これからその親と子どもはどうなっていくのだろうということも気になった。

この論文では、虐待が発生し、発見された後にどのような対応や支援が行われているか、またどんな支援や援助が望ましいのかということについて述べる。おいう@@ p 望ましい支援のひとつとして家族の再統合について考察したい。第1章では児童虐待の実態について、定義を見た上で実状を確認しながら説明する。第2章では、児童虐待が起こる原因の複雑さを述べた上で、児童虐待の発見、そして対処がどのように行われているかを説明する。第3章では、虐待が生じた親子へ行われている援助について述べる。第4章では、第3章までの内容を踏まえ、望ましい援助の方法であると感じた家族の再統合について触れる。

1. 児童虐待について

1. 1 児童虐待とは何か

1. 1. 1 児童虐待の定義

現在の日本における児童虐待とは何を指すのか。2000年に成立した「児童虐待防止等に関する法律」は、第一条で、児童虐待を「児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼす」とし、第三条で「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」としている。

また、その中身について、第二条では次のように定義されている。

この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

- 一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

具体的にどのような行為が虐待にあたるかということは、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の4つに分類されている。ⁱ

身体的虐待

児童虐待の中で最も件数が多いのがこの身体的虐待である。殴る、蹴る、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞めるなどの行為がこれにあたり、外傷の残る暴行あるいは生命の危険のある暴行のことを言う。

性的虐待

性的虐待に分類されるのは、子どもへの性的行為や性器を触る・触らせるといった接触のある性的行為だけではない。性的行為や性器を見せることや、子どもをポルノグラフィの被写体とすることも性的虐待にあたる。日本においては「近親相姦」という言葉もあるように、昔から存在していた行為であるが、家庭内の見えない部分で起こるため、発見がととても困難である。

ⁱ 児童虐待の定義と現状 厚生労働省ホームページ
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

ネグレクト

ネグレクトは「育児放棄」と言いかえることもできる。食事や衣服を与えないことや、家の中に閉じ込めておくこと、子ども及びその周りをひどく不潔にしておくこと、愛情遮断などのことを言う。

心理的虐待

子ども傷つけるようなことを言ったり、脅したりすること、DVを見せること、無視すること、きょうだい間で差別的な扱いをすること。また、親が虐待をしているという自覚をもっていない過干渉なども心理的虐待にあたる。

厚生労働省が発表する平成 23 年度の児童相談所における児童虐待相談対応件数では、身体的虐待の件数が最も多く 36.6%、次いでネグレクトが 31.5%、心理的虐待が 29.5%、性的虐待が 2.4%となっている。

1. 1. 2 定義と実状

法律上は上記のような定義がなされているものの、実際には何が虐待で何がそうではないのかということ具体的に判断することは難しいとされる部分であり、特に、しつけと虐待との境界線は非常にあいまいである。しつけとは、基本的な生活習慣や社会の規律、礼儀作法、やっつけと悪いことの区別、人への思いやり等を訓練したり、身につけさせたりすることである。一方虐待とは、子どもの健やかな成長を妨げる有害な行為全般のことを言う。すなわち、しつけは子どものニーズのために自分の行動をコントロールしながら行う「理性的／利他的な行為」であるのに対して、虐待は子どものニーズより自分のニーズを優先した「感情的／利己的な行為」である。(南部 2011:19)

上のように、しつけは子育てに必要とされることであるのに対し、虐待は禁止されているものである。それにもかかわらず、なぜははっきりと区別することが出来ないかということ、伝統的なしつけの方法の中には体罰を含むことがあるからだ。この体罰という部分がしつけと虐待の間のグレーゾーンであり、境界線をあいまいにさせていると言えるだろう。しつけはあくまで子どもの将来のためにするものであるが、虐待は大人の感情のはけ口となっていることや、保護者の欲求や要求を満たすために行われていることが多い。また、どう考えても行き過ぎた罰や暴力を「子どものため」「しつけのため」と親が本気で信じているケースもある。

この行為まではしつけでこの行為からは虐待、という線引きのためには児童虐待防止法による定義はあまり役に立っているとは言えない。しつけは保護者のためではなく、子どものために、子どもの成長に合わせて行われるべきものである。保護者の行為が虐待かどうかということは、親の意図とは関わりなく、あくまで子ども側に立って判断されるべきである。子どもの視点に立ち、子どもが苦痛を感じているか、という観点抜きには、しつけと虐待の線引きをすることはできないだろう。

1. 2 日本の児童虐待の現状

厚生労働省の統計によると、児童虐待相談対応件数は平成 23 年度では 59,199 件、平成 24 年度の速報値では 66,809 件である。ⁱⁱこの件数は統計を取り始めた平成 2 年度から毎年増え続けている。しかし、この件数が伸びているからと言って必ずしも虐待そのものが増えているとは言えない。全国の児童相談所での児童虐待に関する相談対応件数は、児童虐待防止法施行前の平成 11 年度と比べ、平成 23 年度には 5.2 倍となっている。後述するが、「児童虐待防止等に関する法律」では、住民に対し虐待されている児童の通告が義務化された。また、平成 16 年には、虐待されていることが疑わしい児童、という時点でも通告が義務となった上、通告先が児童相談所だけではなく各都道府県や市町村、福祉事務所などにも広げられた。それに加え、メディアの報道などによる児童虐待に対する社会的関心が高まったこともあり、通告がされやすくなったということがひとつの要因として挙げられる。

しかし、児童虐待は家庭や社会施設内などの密室内で起こるため、この件数は氷山の一角であるという可能性も考えられるのではないだろうか。なぜなら、上の統計は警察や児童相談所など、関係機関を対象にしたものであるため、これらの機関に関わらなかった事例はカウントされていないからである。関係機関が児童虐待の発生に気づき介入する前に、虐待が深刻化し、子どもが死んでしまってから虐待が発覚したというケースも多く報道されていることも考えれば、児童虐待の実際の発生件数は未知数であると言えるだろう。

1. 3 児童虐待の歴史

ここまでで日本における定義や現状について述べてきたが、児童虐待に関して現在の認識や取り組みに至るまでどのような変遷があったのかを、法律などから見ていきたい。

児童虐待は、1962 年にアメリカの小児科医師ケンプが発表した論文「Battered Child Syndrome」により世界中で関心を集めることとなった。それまでも Child Abuse という言葉は使われていたが、それは養子などといった特別に事情や問題のある家庭にのみ起こるものという認識があった。この論文により、特別な事情のある家庭でなくても暴力が起こりうるということが認識された。これが医学界における児童虐待の「発見」であるといえる。

日本においては、伝統的に間引き、子殺し、身売り（人身売買）、親子心中といったことが行われてきた。貧しさや親の生活水準の維持のために、生まれてきた子どもを殺したり、子どもを売ったりということがなされてきた。また、貧困などが原因の親子心中も多くあった。「この時代の社会背景として子どもは、貧困と家父長的家族観に基づく『親のため、家族のための存在』という考えが子どもの虐待と関連」（花田ほか編 2007:2）していたようだ。1933 年には児童虐待防止法が制定され、親子心中の防止や子どもの人身売買、児童労働などが禁止された。1947 年には『児童福祉法』が制定され、1980 年代になると、現在の

ⁱⁱ厚生労働省「児童虐待の現状と今後の方向性」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/dl/about-01.pdf

児童虐待の認識が日本にも導入され始めた。1989年には『児童の権利に関する条約』が国連で採択され、日本は1994年これに批准した。このことから、国が子どもの権利の保護に取り組むことが明示された。1997年には『児童福祉法』の改正があり、2000年には『児童虐待防止等に関する法律』が制定された。『児童虐待防止等に関する法律』に関して、2003年に通告義務についての改訂があった。日本においては現在も虐待の認識の歴史が浅く、対応については発展途上にあるといえる。

2. 児童虐待への対処

2. 1 児童虐待が起こる原因

児童虐待の原因を理解することは虐待の問題を把握するために不可欠であるが、児童虐待の要因はひとつではなく、身体的、精神的、社会的、経済的ないくつかの要因が複合的に重なって起こることが多く、虐待の原因の解明は非常に複雑な問題であるといえる。児童虐待は社会的弱者（保護者）が、より弱い立場の者（子ども）に対してストレスをぶつける行為である。大人から見て子どもは明らかに弱い立場にあり、大人が何らかの不安を抱えた時にストレスのはけ口になるのが身近にいる子どもになってしまう。児童虐待は、加害者をただ非難し、刑罰を与えるだけでは解決しない問題であり、それぞれのケースにおいて原因を理解することはとても重要なことであるといえる。

厚生労働省の「子ども虐待対応の手引き」ⁱⁱⁱでは、児童虐待のリスク要因が保護者側、子ども側、養育環境の3つに分けて次のようにまとめられている。

① 保護者側のリスク要因

- ・ 妊娠そのものを受容することが困難（望まぬ妊娠、10代の妊娠）
- ・ 子どもへの愛着形成が十分に行われていない
- ・ マタニティブルーや産後うつ病等精神的に不安定な状況
- ・ 元来性格が攻撃的・衝動的
- ・ 医療につながっていない精神障害、知的障害、慢性疾患、アルコール依存、薬物依存
- ・ 被虐待経験
- ・ 育児に対する不安やストレス（保護者が未熟等）

② 子ども側のリスク要因

- ・ 乳児期の子ども
- ・ 未熟児
- ・ 障害児

ⁱⁱⁱ厚生労働省 「子ども虐待対応の手引き」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>

- ・ 何らかの育てにくさを持っている子ども（ディフィカルトチャイルド）
- ③ 養育環境のリスク要因
- ・ 未婚を含む単身家庭
 - ・ 内縁者や同居人がいる家庭
 - ・ 子連れのリ婚家庭
 - ・ 夫婦関係を始め人間関係に問題を抱える家庭
 - ・ 転居を繰り返す家庭
 - ・ 親族や地域社会から孤立した家庭
 - ・ 生計者の失業や転職の繰り返し等で経済不安のある家庭
 - ・ 夫婦不和、配偶者からの暴力等不安定な状況にある家庭
 - ・ 定期的な健康診査を受診しない

また最近では、少子化や核家族化、コミュニティの力量低下や崩壊などの子育て環境の変化といったことも原因となり得るようだ。「昭和から平成初期にかけてと今の時代では、母親たちの育児に関する姿勢や行動も変わってきた」（徳永 2007:52）ようである。「母親に対する育児支援の必要性は、いまさら言うまでもなく、本来、育児は母親一人が担うのではなく、協力が必要です。夫が重要な支援者ですが、さらに、育児経験を有する者、あるいは学習経験のある人々の支援によって、子どもは健康に育つものです。しかし、家族形態の変化によって、従来のような支援は受けにくい状況にあります」（明治学院大学法学部立法研究所編 1999:46）1970年代頃までは、祖父母や地域の大人たちが協働しあい、多くの大人が多くの子どもを一緒に育てるという風潮があった。保護者が自分の子どもに対して何かしてあげられない時にも身近な大人同士で協力し合いながら子どもを育てることができ、子育ての責任は周りの大人と連帯責任と考えることが出来た。しかしコミュニティのつながりが薄くなって協力者のいない保護者が増えた上、少子化によって少なくなった子どもに対して、親だけが我が子の養育の責任を持ち、1～2人といった少ない子どもを「せめて人並みに」育てようと必死になり、「子供を立派に育て上げ、また、母親も、完璧な親でなければなないと思いつめて」（明治学院大学法学部立法研究会編 1999:42）いるという。そうして、子どもへの期待を高めた結果、上記のようなリスク要因によりストレスをため、その矛先が子どもに向くというのが近年の児童虐待の構造であると考えられる。要因はさまざまであっても、それは親の生きづらさが背景になっていることが多く、児童虐待はもはや特別な事情を持った家族に限った課題ではなく、どの家庭でも、どの親でも起きうるという認識を持つことが重要であるといえる。

2. 2 相談と通告

虐待において重要となるのが、虐待が深刻化する前の早期発見と対応となるのであるが、そこで鍵となるのが被虐待児の周りからの相談と通告である。なぜなら、「子ども虐待については、虐待をしている側（家庭）からの相談はきわめて少なく、第三者の発見と通告以外に介入の手掛かりを持ちえないため、子どもが未熟であればある程虐待の被害が大きく

なり、死にまで至らしめてしまうという特徴を持っている」(いのうえ 2000:43) からである。一章の部分で述べたように、児童虐待防止法では住民に対して児童虐待を受けた児童を発見した場合に通告をすることが義務付けられている。しかしこれは児童虐待を目の前で目撃した場合や、明らかに虐待されたことによってできたあざや傷を見つけた場合という明らかなケースのみが想定され、通告をためらっている間に虐待が深刻化しているということも多くあった。そのような背景から、平成 16 年に児童虐待防止法が改正され、通告の対象が「虐待を受けている児童」から「虐待を受けていると思われる児童」となった。(第六条) 一般の人から見ればどこからが虐待かということは判断が難しいため、疑わしい時点での通告により早い段階から専門家が関わるようになってきた。

それでも、通告に際しては「通告が間違っていたらどうしよう」「通告したのが自分だと分かったら恨まれたりしないか」などといった不安や躊躇いがつきまとい、そういった感情により通告への一歩を踏み出せないことがある。しかし、児童虐待の通告は匿名でも可能なうえ、「当該通告を受けた市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所の所長、所員その他の職員及び当該通告を仲介した児童委員は、その職務上知り得た事項であって当該通告をした者を特定させるものを漏らしてはならない」(第七条) とされており、通告者の情報は守られるものとなっている。また、もし専門家の調査等の結果その通告が間違っていたとしても、通告者が民事的・刑事的に責任を問われることはない。

2. 3 通告後の対処

2. 3. 1 対処に際しての姿勢

児童虐待防止法の趣旨に基づいて行われた通告を受理した児童相談所や市町村は、虐待を受けた子どもの安全確保を何よりも優先した、迅速な対処をしなければならない。その際には「一機関だけで対応するのではなく、関係機関と組織的な対応が望まれる。子ども虐待が起こる家族は、保護者の性格や経済、就労、夫婦関係、住居、…等々が複合的にからみあっている。だから、一次的な助言や経過観察だけでは改善が望みにくいので、複数の関係機関が連携して複合的な視野で家族に対処すること」(いのうえ 2000:151) が求められる。

また、児童虐待の対処においては、「子どもの生命や健全な成長・発達・ウェルビーイングを守るため、保護者の求めがなくとも、あるいは保護者の意に反しても、介入していかなければならない場合」(母子愛好会日本子ども家庭総合研究所 2005:11) が少なくなく、「放置すれば循環的に事態が悪化、定着化するのが通常であり、積極的介入型の援助を展開していくこと」(母子愛好会日本子ども家庭総合研究所 2005:13) が重要という認識が必要である。

2. 3. 2 対処の手順

虐待相談・通告受付表の記入

通告や相談があった場合に確認すべき事項が「虐待相談・通告受付表」の内容である。この受付表に基づき、「被虐待児と親に関する基本情報(氏名、年齢、住所、わかる範囲の家族構成、きょうだいの有無、同居家族など)、および、虐待の被害内容(誰から・い

つから・どんなふうに・頻度)と虐待の種類、経緯、子どもが話した内容や行動・態度、親の生活態度など」(徳永 2007:114)の通告内容に関する情報を聴取し、記入する。

緊急受理会議の開催

虐待相談・通告受付表の記入後速やかに緊急受理会議が開催される。この緊急受理会議では、受付表に基づいて通告内容を共有するとともに、次の四点について検討する。^{iv}

- ① 虐待の確認と判断(子どもの安全を確認するための調査)
- ② 緊急性の判断(子どもの被虐待状況や生命の危険など)
- ③ 担当者の決定(原則として複数体制、医療職との連携など)
- ④ 初期対応の内容

そしてこの会議内容と法的根拠に基づき、初動調査が行われることになる。

初動調査(安全確認)

虐待事例では、常に最悪の場合には子どもの生命が脅かされる事態も想定しながら調査しなければならない。場合によっては子どもの安全確認、緊急保護が優先されることもある。また、その後の対応で法的な措置を講じる場合の証拠・根拠を把握しておく調査でもあることに十分留意する必要がある。初動調査で確認すべき点は次のとおりである。^v

- ① 虐待の種類やレベル
- ② 虐待の事実と経過
- ③ 子どもの安全確認と身体・心理・生活環境の把握
- ④ 子どもと保護者の関係の把握
- ⑤ 保護者や同居人に関する情報の把握
- ⑥ その他の関係者に関する情報の把握
- ⑦ 関係機関からの情報収集

これらの調査は、通告者・保護者・子ども・他の関係者からの聞き取りや、関係機関による照会、状況や環境の見取り図などの方法で進められる。このとき、調査の迅速さや、保護者への十分な説明、家族のプライバシーの保護等が確保されなければならない。

家族機能のアセスメント(家族診断)

原因が複合的である分、必要となってくるのが家族アセスメントである。上記の部分で挙げたリスク要因のうち、その家族に当てはまっているものはどれなのかという仮説を立てなければならない。なぜなら、「仮説がないと改善したかがわからないんですよ。もともとの問題が何だったかわからなかったら。今の状況は改善したのか悪化したのかわからない」(西澤 2003:6)ためである。

一時保護

児童相談所の緊急受理会議や初動調査、アセスメントにより虐待の重症度が診断された後、必要な場合には子どもの安全を最優先するために子どもを一時保護し、親子分離

^{iv}厚生労働省「子ども虐待対応の手引き 第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/04.html>

^v厚生労働省「子ども虐待対応の手引き 第4章 調査及び保護者・子どもへのアプローチ」
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/04.html>

(セパレーション)をすることができる。親子分離は、「家族関係が緊張状態にあり、暴力がエスカレートしているときや、子どもの健康状態が危機にある場合は、親を支援する方策であり、子どもを守る対策である。」(徳永 2007:121)しかし、多くの親は、いきなりきた施設の者に子どもをいきなり連れて行かれることに抵抗する。しかし、「1961年6月30日付、厚生事務次官通達『児童福祉法の一部を改正する法律等の施行について』より、『保護者の監護が不適當な場合の措置の強化に関する事項』のなかで、はじめて『一時保護は、親権者の同意が得られない場合にも行いうる』との見解が示されたが、それでも現場では、一時保護については保護者の同意を得ることが前提との考えが支配的であった」(橋本・津崎編 2008:30)という。このとき重要となるのが、「児童相談所が子どもを守るための機関であると理解させ、親の偏見を拭い去る支援をしていく」(橋本・津崎編 2008:11)ことである。なぜなら、虐待を疑われる親が、児童相談所は自分を責めているわけではないと理解をすることにより、「ネットワークに当事者が関与することになるので、その後の家族関係の力動や関係修復に大きく影響する」からである。

以上のような初期対応の手順がなされた後、それぞれのケースに合わせ、保護者と被虐待児、そして家族に対する支援が行われていくことになる。

3. 虐待が発生した親子への援助

3. 1 援助の種類

3. 1. 1 在宅指導での援助

通告受理後、児童相談所や市町村により在宅での援助が可能と判断される場合もある。「在宅援助が選択されるのは、虐待が比較的軽易な上、在宅でも虐待が拡大しないとの予想が立つ場合である。しかし、子ども虐待は家庭内で起こるため、家族だけでの改善は困難であり、専門家による援助や治療が必要となる。その場合、児童相談所以外にも精神科クリニックや民間のカウンセリングルーム、各種相談室などの活用も考えられる。」(母子愛好会日本子ども家庭総合研究所編 2005:157)虐待が行われていることが明らかでも、必ず親と子どもを引き離さなければいけないわけではない。ただ、虐待を行う保護者は感情のコントロールが苦手であることが多いので、子どもがその犠牲になることは避けるためにも在宅指導での援助が可能とする判断は慎重に行われなくてはならない。

また、在宅援助においては親子と児童相談所だけでなく、上記の各機関の活用や、幼稚園・小学校・中学校等の学校や保育所など、地域の所属集団との連携・協力が不可欠である。

3. 1. 2 親子分離での援助

虐待をされている子どもが危機的状況にあり、在宅での援助が困難であると判断された場合には、施設入所や里親委託という措置をとることとなる。その場合、保護者と子ども

にその旨を説明することになるが、親側、子ども側どちらにもさまざまな困難が予想される。

保護者側は、「保護者が虐待の事実を認め、子どもとの関係改善を望んでいる場合は同意を得やすいが、全く虐待の事実を認めなかったり、子どもの問題行動が原因で自分は少し厳しくしただけだと正当化したり、世間体を気にして施設入所に同意しない」（母子愛好会日本子ども家庭総合研究所編 2005:175）場合も多い。ここには、「虐待」という言葉の認識の問題があると考えられる。西澤（2003）によれば、虐待とは「自分の怒りの発散の対象として子どもを利用したり、子どもに対する支配欲を実現するために子どもに暴力や性的な行為を行うこと」であるが、親たちは「虐待と言うともっと残酷なことだと思っている」（西澤 2003:13）という。「およそ残酷な行為であるとか、ほとんど殺してしまうような非道な行為であると、語感的に捉えて」（西澤 2003:15）いる保護者が多いのである。

その一方、子どもを虐待してはいけない、というのは多くの保護者がわかっていることである。それでも、さまざまなリスク要因により虐待が起きてしまうこともある。そのときに、「虐待」というイメージの悪い言葉を使うことによって、保護者がこれまで子育てをしてきた上で感じてきた苦悩や、子どものことを思って頑張ってきたのという苦勞が否定されるような気持ちになるだろうということは想像がつく。こういった場合には、結果的には虐待ということになってしまったけれども、親の言い分や努力してきたことを肯定しながら説明する方法が有効である。

しかし中には、虐待の原因を子どもの問題行動のせいにする保護者もいる。確かにそれも虐待が起こるリスク要因のひとつにもなりうるが、それらは保護者による子どもへの不適切な関わりの結果として表れたものであるとも考えられる。そして、虐待の原因が子どもの問題行動のせい、と言う保護者の主張を肯定したまま施設に入所しても、保護者は自らの虐待を振り返ったり反省したりすることもなく、その先虐待行為が改善される見通しも乏しくなってしまう。この場合は、保護者が行ってきた虐待の事実を曖昧にしたり、肯定しすぎたりせずに、虐待が自分側の問題でもあることを認識させなければならない。その上で必要となるのが以下のような説明である。^{vi}

- ・ 今は子どもが保護者と一緒にいることを苦痛に感じており、安心できる生活を保証することが必要なこと
- ・ 安全でのびやかに生きることは子どもにとっては権利であること
- ・ 今のままであれば健全な成長が望めず、もっと性格的な歪みが大きくなること
- ・ ずっと家に帰れないわけではなく、家庭で親子がうまく生活していくためには家族がどのような努力をすればよいのか考え、家庭復帰に向けた具体的な計画を一緒に立てることが必要なこと

子ども側としては、虐待を受けたことにより人間に対する不信感を抱いていることが多い。^{vii}

^{vi}厚生労働省「子ども虐待対応の手引き 第9章 援助（親子分離）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/09.html>

^{vii}厚生労働省「子ども虐待対応の手引き 第9章 援助（親子分離）」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/09.html>

- ・ 虐待の事実を家族内のこととして秘密を守ろうとする
- ・ 親はよい存在であってほしいという思いから、親をかばおうとする
- ・ 親は悪くない、悪いのは自分だから暴力を振るわれるのだと言う理解をして、虐待されることを納得しようとする
- ・ こんな悪い子どもは親から見捨てられるのではないか、と言う不安を持っているために、より親にしがみつ

上のような特性のため、特に保護者の前では施設入所に関する子どもの本当の意向は聞けないこともある。安心した状況の中で、子どもの本心をくみ取れるような配慮をしなければならぬ。

また、子どもが施設入所に納得している場合でも、「自分がいないほうが家が平和だから施設に行く」と答えた事例もあるという。この場合は「虐待されるのは自分が悪いから」という自己評価に陥っており、このような思い込みは修正される必要」があり、「心身の安全と健やかな成長のために、家族から離れて施設で生活する必要」があることを伝えなければならぬ。(母子愛好会日本子ども家庭総合研究所 2005:177)

3. 2 親と子ども両方への支援の必要性

児童虐待の対処の目的において、一番優先されるべきことは子どもの安全である。しかし、子どもを虐待から引き離して保護し、例えば施設に入れてそれで終わり、というわけにはいかない。「かろうじて保護された被虐待児のその後、すなわち、虐待の事後措置について人々はどこまで関心を持っているのだろうか。長い目で見れば、適切な事後措置は将来の虐待防止につながりうるものであり、虐待の世代間連鎖を打ちきるためにも、早急に取り組まなければならない課題である。」(町野・岩瀬編 2012:70) また、子どもだけではなく親の支援も必要である。メディアなどで報道される内容を見れば、虐待された子どもがかわいそう、被害者だ、という感想を持ちがちであるが、見方を変えれば親も被害者であるということもできるのではないか。2章で述べたように、虐待の大きな原因の一つとして、親の生きづらさが挙げられる。子育てに関する協力者や相談者がおらずに孤立していて、泣きやませ方がわからない、言うとおりにしてくれない、健康管理のしかたがわからないなどといった、不安や苦悩をためていき、まずいことだとわかっているにもかかわらず手を挙げたり、放置したりしてしまう。もし子育てに関する不安のはけ口があり、誰かに頼ることができたなら子どもにそのような仕打ちをすることがなかったのかもしれないと思えば、保護者をそこまで追い込んでしまったのは社会の責任であるとも考えることが出来るのではないだろうか。

また、虐待を受けた子どもが親になり、その子どもにも自分がされたような虐待をしてしまう、というように、虐待が連鎖する可能性も考えられる。「親から子への世代間連鎖は全ての親がそうではないことを理解して、偏見をもたないでかかわることが大事であるが、虐待者の約三割程度は親から愛されないで虐待・ネグレクトを受けてきた人である。親の性格や人格も子育てに影響する」(徳永 2007:5) となると、親にもケアを行っていかねばならないという課題が見えてくる。いのうえ (2000) によれば、「親や家庭が変わらない限り、子どもの心の傷は本当には癒されない。子どもと親へのケアを充実させるために、

児童相談所や児童福祉施設、病院などでのカウンセラーやセラピストなどの養成は急務」(いのうえ 2000:171)である。親が虐待の事実をしっかりと認めてもらった上でケアをしていくことで、子どもと適切に関わることができ、親子関係の修復を望むことができたなら、そういった悲劇の連鎖も起こらなくなると思う。このような理由から、子どものケアももちろんであるがそれだけでなく、親側の要因もしっかりとアセスメントし、支援しなければならぬと考える。

4. 家族の再統合

4. 1 家族の再統合とは

ここまで、虐待が発生した後に親と子ども両方に援助を行わなければならないということを述べてきた。子どもだけでなく、親のことも考えて支援していかなければならないということだったが、双方を別々に援助するのでは根本的な解決にはならない。そこでさらに「家族に対する支援」というもの考えなければならない。虐待家族への支援は、「子どもの安全で安心な暮らしを目指すもの」であり、「関わりの初期から家族に対して家族機能の変更を求めていくもの」(津崎・橋本編 2008:42)である。そしてその方法のひとつが「家族の再統合」という課題である。

家族の再統合とは、「親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること」である。ここで言う家族再統合とは、「親子が親子であり続けられる親子関係・親子形態の再構築」であり、「親子が安全かつ安心できる状態でお互いを受け入れられるようになること」であって、必ずしも親子と一緒に住み暮らすことではない。^{viii}前章で述べた、各機関との連携をしながら在宅援助をすることは、一番わかりやすい家庭復帰のかたちだと思われる。また、子どもが施設に入所したあとでも、子どもと親双方へのケアが進み、親は子どもへの関わりが不適切だったことを理解し、子どもは親に対する恐怖感や不信感などがなくなれば、面会や外泊といったプロセスを通じて、児童相談所や地域の支援サービスなどを利用しながら完全に家庭に戻り、生活を立て直すことができる。

しかし繰り返しになるが、家族の再統合のかたちは必ずしも親子と一緒に住むということではない。たとえば、施設に入所しながらも、週末や夏休みなどに定期的に外泊する部分的な家庭復帰も家族の再統合とすることができる。また、親子で深い心の傷を抱えており家庭に戻れない場合は、施設への入所等で離れていてもお互いを家族として認めあう形で、保護者が子どもの進学・就職といった大事な場面で面会・手紙・仕送り等を通して精神的・経済的に支えるということもできる。^{ix}家族の再統合において重要となるのは、一緒

^{viii}愛知県児童相談センター「家族再生のための地域型家族支援マニュアル」の定義による
http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/chiiki/manyu_chiiki_1.html

^{ix}愛知県児童相談センター「家族再生のための地域型家族支援マニュアル—家族再統合のさまざまな形態」を参考とした

http://www.pref.aichi.jp/owari-fukushi/jiso/annai/manyu/chiiki/manyu_chiiki_1.html

に住む／住まないといった問題ではなく、親子が親子として関係を取り戻すということである。そしてなぜそういったことが必要かということをお次の節で触れる。

4. 2 家族の再統合の必要性と実状

4. 2. 1 なぜ再統合が必要か

現在の日本では、『児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の催促への配慮』が国及び地方公共団体の責務とされており、主として家庭復帰・再統合が目指されている。」

(町野・岩瀬編 2012:70) とある。なぜそんなにも家族の再統合が求められるのだろうか。

それは「保護者から子どもを分離し、施設や里親のもとで暮らすことによって、安全な環境での育ちは保証されたと考えるかもしれない。しかし、社会的養護(代替ケア)には量的にも質的にも限界があることや、法的にも同意を得ないで親子を分離できる期間が制限されており、虐待とされない養育を目指した支援をおこなっていくこと」(津崎・橋本 2008:43) が必要だからである。現在の日本においては、乳児院や児童養護施設、自立援助ホーム、里親委託やファミリーホーム等といった社会的養護にはさまざまな施設やシステムが設けられている。しかし、こういった社会的養護を必要とする子どもたちに必要なのは、こういったシステムや代替家族だけではなくて、心の拠り所となる大人であると言える。「子どもたちが心の傷を癒し、将来の自立生活に対する前向きな姿勢を育むためには、心の拠り所となる大人、自らの成長に長く寄り添ってくれる大人の存在が必要不可欠である。それは、分断的ケアの集団養育と個別セラピーだけで確保できる課題ではない」(津崎・橋本編 2008:24) のである。つまり、子どもたちが心の傷を癒すためには自分に寄り添ってくれる心の拠り所となる大人が必要であるが、それは現在の社会的養護では補いきれない部分である、ということだろう。

また、「保護者との関係がアイデンティティに強く影響を与える」(津崎・橋本編 2008:43) というのも、家族の再統合が必要となる理由のひとつである。いくら虐待をされた相手であっても、子どもからすれば親は愛着のある人である。「親からひどい虐待を受け、大きな心の傷を負って施設に収容された子どもであっても、その多くは、いずれまた『親に会いたい』と思うようになる」(南部 2011:29) という。血の繋がりがすべて、と言いたいわけではないが、子どもがもっとも頼りにして、心の拠り所として認めることができるのはやはり親であると考えることができるのではないだろうか。

4. 2. 2 再統合への取り組み

次に、家族の再統合がどのように行われていくかについて見ていきたいと思う。虐待の経験を経た親子が、もう一度親子として関係を立て直す、ということは言葉にしてみればとても聞こえがよい。しかし、家族の再統合を実際行うとなると、それは決して簡単なことではない。「時間がたっただけでは問題は解決しませんよね。相当エネルギーをもった周囲のアプローチがないとダメなので、『時間がたったから戻しましょう』と言うのは間違いであると思います。」(西澤 2003:5) 時間がたって親が冷静になれたから、親が子どもを返

せと強く願っているから、という理由だけで形だけの家庭復帰という形をとると、虐待が再発する可能性も考えられ、子どもが再び心に大きな傷を負うことになる。日本では「再統合は、家族のリスクをなくし、子どもの治療が完了してから行うのが理想であるが、実際それは非現実的である。現実的にはリスクを抱えながらも虐待が再発をしないで『子どもにとって安全で安心な生活』を実現できることを目標」（津崎・橋本編 2008:43）として、家族の支援を行いながら再統合が進められなければならない。あらかじめ決められたプログラムを機械的に消化していっただけでは、本当に安全で安心な生活をつくりあげるはできない。なぜなら、前にも述べたように、虐待の原因は複合的であり、その要因の絡まり方はそれぞれの親子によって異なるからである。そのため、個々の事例にあった支援を保護者と相談して組み合わせしていくオーダーメイドのプログラムによって再統合が進められる必要がある。そして、じっくりと関係を修復していくためのステップを踏んでいかなければならない。

再統合はまず、保護者が認めたところがスタートラインとなる。虐待されても親に会いたいと言う子どもたちの多くに共通するのは、「親に『ただ一言、謝ってほしいだけ』という願い」であり、「謝罪を受け入れる準備があると言うことは、子どもたちはすでに、親を許すための心の準備ができているということである」（南部 2011:29）という。家族の再統合を進める上で、それまでに親子のケアをどれだけできたかということは重要なポイントとなってくると考えられる。親が、自分の子どもに否があったことを認め、自分のやったことが子どもを傷つけてしまったと理解できている段階に至っていなければ、また虐待は再発するうえ、再統合を支援する児童相談所や地域の各機関やネットワークとの良好な関係や協働も望めない。

そして、再統合のステップは、とても介入的なものとなる。「児童相談所だけの判断ではなく、ネットワークメンバーの意見も取り入れながら電話、面会、外出、外泊、そのじきや時間、回数、会い方、その後の双方の言動の変化などを慎重に判断し一歩ずつ段階を踏んで見守る。その間、親はカウンセリングやグループ参加、面接などの治療的行動が実践されていること、家庭と経済が安定し、夫婦関係も改善してコミュニケーションが取れること、親の価値観や子どもへの対処能力も以前とは変化していることなどを評価しながら家族再統合に向かう」（徳永 2007:128）とあるように、家族のアセスメントを考慮し、それぞれの家族のリスク要因をひとつひとつ潰していく支援を周りがしながら進めなければならない。

「親子や家族の絆」といったものを信じて見守るだけでは、家族の再統合は実現せず、かえって危険を招くこととなりかねない。家族の再統合という形の実現だけに目を向けてしまい、迅速な介入ができなかったことにより、虐待死に至ってしまったというケースもある。^x家族の再統合は、成功すれば親子の関係の修復が望め、親と子双方にとって生きづらさを解消する方法になりうるが、そこに至るまでのプロセスは相当なエネルギーを要するものであることは予想がつくうえ、迅速な介入が出来なかった場合や失敗した場合のリスクも大きいことが考えられる。日本においては、虐待の家族治療や家族支援サービスの枠組みやプログラム内容の開発はまだしっかりしたものがなく、発展途上といえる。また

^x 津崎・橋本 (2008) は、2006 年の長岡京市 3 歳児虐待死事件を例に挙げている (2008:23)

そのプログラムが整備されたとしても、ひとつひとつの事例に対して個別に、また柔軟に対応していかなければならないものである。そしてそのために、親と子どもそれぞれへのケアに加え、家庭をサポートできるようなネットワークをまわりが作っていくことが求められる。

4. 3 家族再統合から見る理想的な支援の在り方

ここまで第一章から第三章の内容を踏まえた上で、児童虐待へのアフターケアとして有効と思われるもののひとつとして家族の再統合という方法を紹介してきた。児童虐待の原因はひとつではなく複合的であり、その組み合わせも個々のケースで異なることから、パターン化されたマニュアルのような支援では十分ではない。そして、親子を引き離すところが児童虐待解決のゴールではなく、むしろそこがスタートラインであり、そこからこそが難しく、相当なエネルギーを費やして取り組んでいかなければならない部分であるということ述べてきた。家族の再統合という支援をアフターケアの方法として説明してきたが、この支援の視点は、虐待の未然防止の方法としても用いることのできる概念であると考えている。

第一章でも述べた通り、児童虐待の相談対応件数は毎年増加している。それぞれのケースに個別に細かく、そして根気よく対応していくのは確かに難しいことなのかもしれない。しかし、児童虐待が社会問題化している今だからこそ、専門家や関係機関だけでなく家庭のまわりにいる人々が助けあって家族を見守っていくことが大切ではないだろうか。第四章で子どもの心の傷を癒すには、と言及した部分で「心の拠り所となる大人の存在が必要」（津崎・橋本編 2008:24）という表現を使ったが、そういった存在を必要としているのは子どもだけではなく、大人も同じなのではないかと考える。児童相談書などの関係機関は確かにその道のプロであり、専門的な見方や対応をすることができる。しかし、虐待が発生した、もしくは発生しそうな家族に寄り添うという意味で言えばむしろ、その家族の周りにはいる地域の人々のほうがやりやすいのかもしれない。子どもにとっても大人にとっても、相談することができたり、不安を共有できたりといった心を許せる存在は大きいものとなるだろう。そういった存在が、児童虐待だけではなく、リスク要因として挙げた生きづらさを解消するための鍵になるのではないだろうか。

おわりに

児童虐待と聞くと、残虐で非道な行為であり、それを自分の子どもに対して行う親はありえない、ひどい親だというふうには社会では捉えられているように思う。しかし、地域のつながりが薄くなり孤立する家庭が増え、さまざまな社会問題が家族にふりかかるいま、児童虐待はどんな家庭、どんな親でも起こる可能性のある問題であるということ、社会が認識し直さなければならぬと感じた。虐待への偏見があっては、通告もためらわれてしまうし、保護者がもし、自分が虐待をしてしまうことに悩んでいても、それを隠そうと

する原因にもなってしまうためである。

しかし誰にでも起きうるからといって、児童虐待が発生してもよいというわけではない。もし起きてしまった場合には事態が深刻になる前に周りが通告をして早期対応ができるようにするために、また、その親子がまた親子としてのスタートを切りやすくなるように、専門家と地域、人々とのネットワークが作られることが重要であると感じた。そしてそういった児童虐待の解決のための道筋が、当事者たちの生きづらさの解消につながることを願う。

参考文献

西澤哲, 2003, 『親子の「再生」に向けて：虐待を生じた家族への支援』子どもの虐待防止センター。

いのうえせつこ, 2000, 『子ども虐待：悲劇の連鎖を断つために』新評論。

日本子ども家庭総合研究所編, 2005, 『子ども虐待対応の手引き』有斐閣。

徳永雅子, 2007, 『子ども虐待の予防とネットワーク：親子の支援と対応の手引き』中央法規出版。

平湯真人, 2000, 『施設で暮らす子どもたち』明石書店。

南部さおり, 2011, 『児童虐待：親子という絆、親子という鎖』教育出版。

明治学院大学法学部立法研究会編, 1999, 『児童虐待：我が国における現状と課題』信山社出版。

Monteleon James A.、加藤和生訳, 2003, 『児童虐待の発見と防止：親や先生のためのハンドブック』慶應大学出版会。

町野朔、岩瀬徹編著, 2012 『児童虐待の防止：児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所』有斐閣。

津崎哲郎、橋本和明編著, 2008, 『児童虐待はいま：最前線レポート 連携システムの構築に向けて』ミネルヴァ書房。

菅原哲男, 2003, 『誰がこの子を受け止めるのか 光の子どもの家の記録』言叢社。

花田裕子、永江誠治、山崎真紀子、大石和代編著, 2007 「児童虐待の歴史的背景と定義」『保健学研究』 P1-6

<http://naosite.lb.nagasaki-u.ac.jp/dspace/bitstream/10069/9780/1/KJ00004750698.pdf>

(2013/11/28 閲覧)

厚生労働省「児童虐待の定義と現状」

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/about.html

(2013/12/20 閲覧)

厚生労働省「子ども虐待対応の手引き」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv12/00.html>

(2013/12/19 閲覧)